## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究 三五七〕
Sub Title	
Author	三木, 浩一(Miki, Koichi)
	蒲原, 英子(Kanbara, Eiko)
	民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2000
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.73, No.6 (2000. 6) ,p.115- 126
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000628-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 三五七

## 平 九 8 国際仲裁契約の成立及び効力の準拠法 (最高民集五一巻八号三六五七頁)

損害賠償請求事件 (平成九年九月四日最高裁第一小法廷判

する日本法人(株式会社)であり、 国法人訴外A社の代表者である。 上告人)は、アメリカ合衆国においてサーカス興行を行う同 ュース、外国アーティストの招へい及び一般興行等を目的と X (原告、控訴人、上告人)は、教育関係の催事のプロデ Y (被告、 被控訴人、 被

ニア州サンディエゴのスポーツアリーナにおいて行った公演 とともに、A社が、上記二年間、 及び平成元年度の二年間、 カス団が昭和六二年八月一五日にアメリカ合衆国カリフォル して興行する権利を取得し、 XとA社は、 質共に同等のサーカスを構成して興行する義務を負 昭和六二年一〇月二日、 A社のサーカス団を日本に招へい 同社に対してその対価を支払う 日本において、 X が、 昭和六三年度 同社のサー

> 当事者は仲裁人の報酬と経費は等分に負担する。」旨の合意 当事者は、仲裁に関する自己の費用を負担する。ただし、両 する国際商業会議所の規則及び手続に従って仲裁に付される。 し立てるすべての仲裁手続はニューヨーク市で行われる。 A社の申し立てるすべての仲裁手続は東京で行われ、 の解釈又は適用を含む紛争が解決できない場合は、その紛争 う旨の契約(以下「本件興行契約」という)を締結した。 (以下「本件仲裁契約」という)をした。 XとA社は、本件興行契約締結の際「本件興行契約の条項 当事者の書面による請求に基づき、 商事紛争の仲裁に関 X の 申

裁は、 用等の負担義務の履行についてXを欺罔してXに損害を被ら て妨訴抗弁を主張し、訴えの却下を求めた。 本件仲裁契約の効力がXとYとの間の本件訴訟にも及ぶとし の訴えを提起した。これに対して、Yは、XとA社との間 せたと主張して、Yに対して不法行為に基づく損害賠償請求 キャラクター商品等の販売利益の分配及び動物テント設営費 Xは、本件興行契約締結に際し、A社の代表者であるYが Yの抗弁を採用し、 訴えを却下した。 Xが控訴 第一審の東京地

仲裁契約を妨訴抗弁として提出できない。 下 法廷地法たる日本法である。 人的 本件事件で判断されなければならない問題は、「仲裁契約の ・した第一審判決は相当であるとして、 深審の その準拠法は「手続は法廷地法による」の原則に従 · 物的範囲」 Y個人に対する不法行為に基づく請求には、 物的範囲、 法令の解釈を誤り、 Xの上告理由は、 東京高裁も、 つまり「妨訴抗弁の人的・物的範囲」 なのではなく、 Yの抗弁は理由があり、 主として以下のようなものてある そして、 かつ憲法第三二条で保障され 仲裁契約が妨訴抗弁となる 日本法に従って解釈す 控訴を棄却した。 したがって、 本件訴えを却 Xは本件 原審 であ

仲裁契約においては、

これを本件についてみるに、

意はないけれども、『A社の申し立てるすべての仲裁手続

仲裁契約の準拠法についての明

示

0)

前記事実関係によれ

ば

「裁判を受ける権利」を侵害するものである。 判 最高裁は、 以下のように判示してXの上告を棄却した。

認めるのが相当である。

0)

1

旨

の合意を基礎とする紛争解決手段としての仲裁の本質にかん 仲裁判断に当事者が拘束されることにより、 相当である。 意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解するのが がみれば、 なく紛争を解決する手続であるところ、このような当事者間 人の仲裁判断にゆだねることを合意し、 「仲裁は、 いわゆる国際仲裁における仲裁契約の成立及び効 当事者がその間の紛争の解決を第三者である仲裁 そして、 法例七条一 仲裁契約中で右準拠法について明 項により、 第一 右合意に基づい 次的には当事者の 訴訟によること 宗の

> 有無やその内容、 きには、これによるべきである。 合意がされていない 当事者による黙 主たる契約の内容その他諸 ・場合であっても、 示の準拠法の合意があると認められると 仲裁地に関する合意 般の事情 に照

って仲裁契約の準拠法とする旨の黙示の合意がされたものと 東京で行われ、Xの申し立てるすべての仲裁手続は ることなどからすれば、 仲裁地であるニューヨーク市において適用される法律をも ク市で行われる。』旨の仲裁地についての合意がされ Xが申し立てる仲裁に関しては、 1 そ

効力が及ぶものと解するのが相当である。そして、 て妨訴抗弁を提出することができる紛争の範囲とは表裏 が訴訟を提起した場合に相手方が仲裁契約の存 申立てにより仲裁に付されるべき紛争の範囲と当事者の一 XのYに対する本件損害賠償請求についても本件仲裁契約 同法及びこれに関する合衆国連邦裁判所の判例の示す仲裁契 れる法律は、アメリカ合衆国の連邦仲裁法と解されるところ、 関係に立つべきものであるから、 の効力の物的及び人的範囲についての解釈等に照らせば 本件仲裁契約に基づきXが申し立てる仲裁について適 本件仲裁契約に基づくY 在 を理 当事者

約

D

的 範囲

について検討する。

契約 的

の準拠法について検討し、

次に仲裁契約の効力の人

とを判示した最初の最高裁判決である。そこで、

異なる見解に立って原判決の法令違背をいうものであって、 程に所論の違法はない。 した原審の判断は、 く不適法なものとして却下を免れない。 以上と同旨の見解に立って、本件訴えを却下すべきものと 正当として足認することができ、その過 論旨は、 違憲をいう点を含め、 訴えの利益を欠

の本案前の抗弁は理由があり、

本件訴えは、

## 評 釈

採用することができない。

判旨の結論に賛成する。 本判決は、 国際仲裁契約の成立および効力の準拠法は、 但し、 理由付けに反対する。

る諸条約でも、

同様の立場が採用されている。

法例七条一項により第一次的には当事者の意思に従って定

物的範囲はその結果定められた仲裁契約の準拠法によるこ はこれによるべきこと、そして、 事者による黙示の準拠法の合意があると認められるときに の内容、主たる契約の内容その他諸般の事情に照らし、 示の合意がない場合でも、 められるべきものとしたうえで、これについて当事者の明 仲裁地に関する合意の有無やそ 仲裁契約の効力の人的・ まず仲裁 当

本判決は、

近時の通説および判例に従い、

仲裁契約

の準

るとみて、「当事者自治の原則」が適用され、 約を私法上の契約または私的自治に基づく特殊な契約であ となるとする説がかつての通説であった。 「手続は法廷地法による」の原則により法廷地法が準拠法(3) 容、 た、ニューヨーク条約をはじめとする国際商事仲裁に関す より準拠法が決定されるとする説が近時の通説である。 の点について学説では、 解釈、 効力等の諸問題に適用されるものであるが、 (2) 仲裁契約を訴訟契約であるとみて、 しかし、 法例七条に 仲裁契

先例がある。 則」の適用を認めて法例七条一項を適用している。 契約とみて、 合意であるという仲裁契約の性質から、「当事者自治 あるとして国際仲裁契約に対する外国法の適用を否定した 判例においても、大審院判決に、仲裁契約が訴 または、当事者の意思に基礎をおく当事 しかし、それ以外の判例は、 仲裁契約を私法 訟契約で 0)

Ξ ことを明らかにしており、妥当であると思われる。 法は法例七条一項により当事者の意思に従って決定す 法について当事者による明示の合意がない場合には、 契約一般についてみるに、 本件のように契約中に準

仲裁契約の準拠法は、

るにもかかわらず、

すべての契約の種類、

争点のいかんを

Ł

きた。その理由としては、 探求すべきであるとして、こうした判例の立場を批判して て行為地法を適用するのではなく、当事者の黙示の意思を つての判例の考え方であった。しかし、学説の多くは、(\*\*) 者 の明示の合意がなくとも直ちに当事者の意思不明とし 契約には様々な種類と争点があ 当

質的 を招くということを挙げる。 為地を一 な関係をもっているかは疑問であり、 律的に定めたとしても、 それが契約にどれだけ実 妥当でない結果

引においては行為地の決定が困難であり、

たとえ無理に行

隔地的取

準拠法を決定すべきであるということ、また、

と契約の種類や争点のいかんを考慮してきめ細かく契約 わずに常に行為地法を適用することは妥当ではなく、

する以上は、 らばそれによるとしている。 のではなく、 直ちに法例七条二項の行為地法によって準拠法を決定する 中に準拠法についての当事者の明示の合意がない場合でも、 ついても同様であり、 よるものが多い。これは、 このような批判を反映して、 当事者の黙示の合意があると認められるのな 当事者の明示の合意がないのならば、 本判決もこの立場に立ち、 本件のような仲裁契約の場合に 「当事者自治の原則」 近時は判例も学説の立場に 仲裁契約 を適用 黙示 0)

> 初めて法例七条二項が適用され、 合意が認められないかとできる限り当事者の意思を探求す べきであり、 それでも当事者の合意が認められないときに 行為地法が準拠法とされ

学説では、当事者が仲裁手続が行われるべき地 るものと解されている。 当事者の黙示の合意をどのように判断するかについ 仲裁地法をもって準拠法とする 仲 裁 主た

の見解がある。 には、 して規定する必要性を認めないからであると説く。 当事者が仲裁契約の準拠法を主たる契約の準拠法と切 法を合意するということは実際にはしないということは 後者は、主たる契約の準拠法とは別に仲裁契約自体の 接な関係にあるのは仲裁地法であるということを理由とし、 のは仲裁手続においてであることから、 て仲裁契約の準拠法とするのが当事者の意思に合致すると 旨の黙示の指定がなされたものとする見解、および、 を指定しているときには、 る契約の一条項という形で仲裁合意がなされたような場合 特段の事情がない限り、主たる契約の準拠法をもっ 前者は、 仲裁契約の成否などが問題となる これともっとも密 ŋ

たる契約に準拠法条項があれば主たる契約の準拠法をもっ ことが当事者の意思であるとする判例、(エ゚) 判例では解釈が分かれ ている。 仲裁地法を準拠法とする 仲裁契約を含む主

たる契約の準拠法を仲裁契約の準拠法とする見解に対 地法を仲裁契約の準拠法とする見解には賛成できない。 示

の合意を認めてよい

のか

は疑問

が残る。

したがって、

0

j

から仲裁地法を仲裁契約の準拠法とする旨の当事者の

法が異なることになってしまうという不都合が生ずる。(16)

仲裁地についての合意があるからといって、

そのこと

ま

て仲裁契約の存在を主張するかによって仲裁契約の準拠

内容その他諸般の事情に照らし」て当事者の黙示の意思を を探求すべきとする判例がある。本件の第一審および原審その目的など、諸々の具体的事情を考慮して当事者の意思 て当事者の指定した法であるとする判例、(ユ) は仲裁地法を準拠法としているが、本判決は、 一仲裁地に関する合意の有無やその内容、 般 の事情、 すなわち、 契約の内容、 性質、 また、 主たる契約の 一般論とし その当事者 契約関係

しては、

主たる契約と仲裁契約とは異なる目的

[を持

つも

0)

なさ

申し立てるかによって、 者の明示の合意がないときには、 契約の準拠法とする見解を採れば、 する例がある。このような場合において、 営業の本拠地で行うとの合意 近時、 本件のように、 また、 仲裁手続を相手方の住所地または (仲裁地についての合意)を いずれの当事者が訴訟にお いずれの当事者が仲裁を 仲裁契約について当事 仲裁地法を仲裁

0)

|黙示の合意を認めることは妥当でないと思わ

れる。

探求すべきであるとする

れる。 (口) であるからそれぞれの準拠法も異なるという批判が 主たる契約の準拠法を仲裁契約の準拠法とする旨の当 項として仲裁契約が挿入されているということのみ はないであろう。 的は密接に関連している。 達成する手段となることであるので、それぞれ れは広い意味で契約内容の履行という主たる契約の目 争を訴訟によらずに仲裁によって解決することであり、 される場合は、 しかし、主たる契約の一条項として仲裁契約 仲裁契約の目的は主たる契約から生じる紛 しかし、この場合も、 したがって、この批判は適切で 主たる契約 の契約 から、 <u>の</u> が挿入 の目 事者 を

事者の黙示の合意を認めるべきであると解する。(18) 求することができるのではないか。 に解することにより、よりきめ細やかに当事者の意思を探 事情から総合的に考慮して、 の内容・性質・当事者・目的など、 そこで、仲裁地に関する合意の有無・内容、主たる契約 仲裁契約の準拠法に関する当 諸 したがって、本判決が 々の個別 的 このよう 具体的

求すべきであるとすることに賛成する。 容その他諸般の事情に照らし」て当事者の黙示の意思を探 一仲裁地に関する合意の有無やその内容、 しかし、 主たる契約 本判決が の内

119

本件では

「仲裁地に

ついての合意がされていることなどか

ある。 裁地についての合意があることしか考慮していない れていることなど」としているにもかかわらず、 かかわらず、 がされたものと認めている点については異議を唱えたい。 般 論の部分には考慮する要素をいくつも挙げてい たとえ同じ結論に達するとしても、 裁 地法を仲裁契約の準拠法とする旨の黙示の合意 また、 文言上は 「仲裁地についての合意がさ 結局 ・からで るにも には伸

般 あ ったと思われる。 論の部分で述べた要素を個別的・具体的に検討すべきで 本件について一

通を昭 が、 日にX代表者がこれに署名してA社に一通を送り返したと ある。そして、主たる契約たる興行契約を記載した契約書 るので、Xが申し立てる仲裁の仲裁地はニュ ク市で行われる。 で行われ、Xの申し立てるすべての仲裁手続はニュ 本件では、「A社の申し立てるすべての仲裁手続 米国のA社においてYが代表者として署名したもの二 和六二 |年九月二五日に日本に送付し、 旨の仲裁地についての合意がされてい 同年一〇月二 1 ヨーク市で は 1 東京 3

当事者が米国法と日

本法のどちらを本件仲裁契約

の準拠法

とする意思なのかは分からない。すなわち、

当事者の

黙

示

者の黙示の合意が推定される。

その結果、

結局のところ、

こ)(\*\*\*: \*) (\*\*\*: \*\*\*\* (9) \*\*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\*\* (17) \*\*\* (17

的• 興行中の出来事への評価 旨の当事者の黙示の合意が推定され、 を、 に関する当事 る。 締結されているので、 目的や履行に関しては日本の地が密接に関連し、日本での ることからも合衆国連邦仲裁法を仲裁契約の準拠法とする ヨーク市において適用される法律である合衆国連邦仲裁法 ス興行であり、 また、主たる契約および仲裁契約の行為地が米国 具体的事情を検討すると、 主たる契約たる興行契約の目的は日本におけるサ '者の明示の合意はない。これら本件 履行地は日本である。 仲裁契約 が紛争の核心部分をなしていると 仲裁地の合意からはニュ の行為地も 他方、 主たる契約の準拠法 同じく米国であ 主たる契約 0 一であ 個 ĺ

きず、 裁契約の行為地法は米国法であるので、 拠法とすべきであると解する。 七条一項を適用して仲 の合意も認められないものと思われる。 法例七条二項 の適用により行為地法を仲裁契約の進 .裁契約の準拠法を決定することはで 本件では したがって、 合衆国連邦仲裁法 検討 の結果、 法例

為地は米国である。 とみなされることから

仲裁契約は主たる契約を締結した際に

が

一仲裁契約の準拠法であると解される。

(法例九条二項)、主たる契約の行

認められ、

また、

申込みの通知を発した地が契約の行為地

カ

別

1

ついて論じた判例および学説は見あたらない。 ζį 四 ては、 裁契約の効力の 従来、 本件第一 入的 審および原審を除いて、 物的範囲を決する準拠法につ 本件第一審 この点に

判決は、「仲裁契約の人的 法例七条によって定まる」 には法廷地法によって定まるとするも、 また、本件原審判決は、 問題であるから、 その判断においてよるべき準拠法は、 仲裁契約の訴訟上の効果は一 仲裁契約の準拠法であるとし、 物的 範囲 は、 「しか 仲 :裁契約 Ĺ 仲裁契 (J) 般的 効 ti

約が訴訟排除効をもつのは、

それが一定範囲

ある。

しかし、仲裁契約が訴訟において妨訴抗弁として認

によらずに解決することを定めていることの

反射的効果と 一の紛争を訴訟

仲裁契約の準拠法によって定まるものと」 してであるから、 審判決に理由を付け加えて同様の結論を導き出してい 排除効の及ぶ紛争の範囲は、 解しており、 原則として 第 る

本判決も、

仲裁契約の効力の人的

·物的範囲

[は仲裁契約

 $\vec{o}$ 

準拠法によるとし、 相手方が仲 るべき紛争の範囲と当事者の一方が訴訟を提起した場合に ことができる紛争の範囲とは表裏一 裁契約の存在を理由 「当事者の申立てにより仲裁に付され として妨訴抗弁を提出する 体 Ó 関係に立つべきも

よび原審の立場を維持するものである。 のである」 n らの判決に対して、 という理 由 付けをしてい 当事者が妨訴抗弁として仲 る。 12 は 第 -裁契 審 お

> (3) (3) をい法廷地法が適用されるべきであると反対する見解 約を援用した場合には、 効力およびその範囲は 「手続は法廷地法による」 訴訟上の問題として、 仲 0) 裁契約の 原 別に

れるべきであることは、判例および通説の認めるところで「手続は法廷地法による」の原則に従い法廷地法が適用さ 裁契約の訴訟上の効果に関する問題は、 手続問題であ

仲裁契約の存在

が妨訴抗弁になるか否かというような仲

法廷地法による」 力の準拠法において定められるべきものであり、 及んて訴えが却下されるのかという問題は、 められたうえで、どこまでの紛争にその妨訴抗弁 の原則の射程外であるのではないか。(33) 仲裁契約  $\dot{o}$ 手 効 治が 0 な 効

紛争の範囲とは当事者の定める仲裁契約の準拠法によっ あるということである。 るべきものであり、 うことは、その紛争は訴訟ではなく仲裁によって解決され ぜなら、 ある紛争に仲裁契約の妨訴抗弁の 仲裁に付すことができる紛争の範囲に そして、 仲裁に付すことができる 対力が 及ぶとい 7

定めら 「表裏一体の関係」と表現している。 なければ不当な結果を生じるおそれがあろう。 また、 このように解 例えば

れるべきものてあるからである。

れを本

判

決

などの場合が考えられる。 認められず、 ているにも されてしまい、 起したにも によって解決されるべき紛争でなければならないと解され れて訴えが却下されるような紛争は、 事者の一 逆に、 仲裁の申立てが認められて仲裁手続が進められ 方 かかわらず、 かかわらず、 結局被告に応訴の負担がのしかかってしまう が仲裁の申立てが却下されたために訴 結局仲裁も訴訟もどちらも利用できない 訴訟も提起したところ妨訴抗弁は 妨訴抗弁が認められて訴えも却下 したがって、 仲裁に付されて仲裁 妨訴抗弁が認めら 訟を提 ٤

る。 本件では、 仲裁契約 の効力の準拠法は行為地法であるニ

ーヨーク市において適用される法律たる合衆国連邦仲裁

仲裁契約の効力の範囲についてもこの法律

しくなされている。

五 によって決せられるものと解する。 本件第一 審および原審を除いて、 合衆国連邦仲裁

法であるので、

詐欺を行ったとする紛争について、 の行為を問題とする紛争と、 「一方当事者の被用者として当該取引に関 本件第一審および原審は、 の効力の範囲についての解釈を示した判例は見あたらない よびこれに関する合衆国連邦裁判所 合衆国連邦裁判 契約締結段階で一方当事者が それぞれ、 の判例 して行っ 0 所 宗す 当該仲裁契 0) 判例 仲裁契約 た個人 法お は

が

条文、 及ぶとされているので、 仲裁契約の効力の物的及び人的範囲についての解釈等 約の適用範囲に含まれ、 これに関する合衆国連邦裁判所の判例についての認識 詐欺を理由に訴えが提起された場合にも仲裁契約の効力が ときにその役員または従業員に対して契約締結上の誘 の確定した判例としては、 ら」すと述べるだけである。 仲裁法「及びこれに関する合衆国連邦裁判所 と判示しているとする。 ったと思われる。そうであるとしても、 判例およびそれらの内容を示すのが適当 本判決の合衆国連邦仲 しかし、 仲裁によって解決すべ 仲裁契約の当事者が法人である 裁判所としては、 本判決では、 合衆国 の判例 きであ 裁法 .連邦裁判所 根拠となる な措置であ 合衆国連邦 お 0) には正 前の に照 示す

か。 は本件紛争には及ばず、 おいて仮に日本法が適用されたとすると、 た判例は、 て仲裁契約の効力が拡張されるかという問題に関して論じ 人に対する契約締結上の不法行為を原因とする請求に対 できる程度まで、 ところで、 本件は、 わが国には見あたらない。したがって、 本件で問 法人格否認の法理を適用または類推すること 法人格が形骸化してい 題となったような、 結論が異なることになるであろう 仲裁契約の たり、 法人の代表者個 または 本件に

1

本判決の評釈として、

高桑昭

「国際仲裁契約の成立及

わち、 ので、 しか 権 であるXの意図を見抜き、 結論は異ならないことになる。 ように解すると、 契約の効力を拡張することを認めてもよいと解する。 いえよう。そこで、本件のような場合には、 者個人に対して訴訟を提起しているものと思われる。 には仲裁契約があるために訴訟を提起することができな の濫用を認めて訴えを却下すべきであったとも考えられ その代わりに同じ内容の請求を掲げてYという代表 仲裁契約を潜脱するために提起された訴訟であると 本件訴訟の実質をみてみると、 日本法が適用された場合でも、 訴訟の本質を突いて、 または、 X は、 本件の場合、 例外的に仲裁 A社との 端的に訴 本判決と 原告 す な

法人格が濫用されている事案とまではいえないであろう。

法例七条二項を適用して行為地法を仲裁契約の準拠法とす 考慮した結果、 める点については反対する。 せずに仲裁契約の準拠法に関する当事者の黙示の合意を認 実質的には仲裁地についての合意があることしか考慮 以上より、 当事者の 上告を棄却した本判決の結論には賛成 諸々の個別的 の合意を認めることはできず ・具体的事情を でする

きであると解する。

例解説 際仲裁契約とその準拠法―日米司法摩擦の一 友明彦 (一九九八)、 法務二一巻八号一〇二三頁 (一九九三)、吉野正三郎 力を判断するための準拠法が問題となった事例」 についての評釈として、 裁平成五年三月二五日判決判例タイムズ八一六号二三三頁 五号六三七頁 (一九九九)。本件第一審判決である東京 法判例リマークス一八号一六四頁(一九九九)、 「仲裁契約の準拠法と妨訴抗弁を主張しうる者の範 (一九九八)、 **裁契約の成立および効果の準拠法」NBL六五二号五** 誌一一八巻六号八五三頁(一九九八)、 高裁判決」判例タイムズ九七七号二七頁(一九九八)、 法が問題とされた事例 国際仲裁契約の成立及び効力の準拠法」知財管理 ٠ ا 、イムズ八一九号七五頁 )効力の準拠法と妨訴抗弁を主張しうる者の 判例評論四八〇号二八頁 (一九九九)、中野 ング・ 長谷川俊明 (ジュリスト臨時増刊一一三五号)二九四頁 「国際仲裁契約の成立及び効力の準拠法」 道垣内正人「国際商事仲裁契約条項の及ぶ節 西谷祐子 サー カス事件上告審判決」 「国際的仲裁契約の成立・効 ーリング・リング・ 長谷川俊明 国際商事法務二六巻七号七二七百 九九三)、 「国際的仲裁契約 柏木昇 安達栄司 平 サーカス事 成九年 局 範 面 仲裁契約 囲 渡辺 民商法雜 カ 国 度 玉 俊 四 囲 七頁 九 ij E 玉

囲

『事者の役員を不法行為で訴えた場合の妨訴抗弁の成否

判決一」桐蔭法学三巻二号五一頁 (一九九七)。 契約 二審判決である東京高裁平成六年五月三○日判決判例 裁契約とその準拠法―リングリング・サーカス事件控訴審 法判例リマークス一一号一七○頁(一九九五)、早川吉 約の効力の準拠法―リングリング・サーカス控訴事件」私 刊一〇六八号)二七二頁(一九九五)、 控訴審判決」平成六年度重要判例解説 リスト一三三号)二四○頁(一九九五)、岩崎一生 国 際的仲裁契約の準拠法及びその効力が問題とされた事例 対化」判例タイムズ八四一号一五頁(一九九四)。 判例解説 ストーーーー号二四八頁(一九九七)、猪俣隆史 して法人代表への請求にも妨訴抗弁を認めた事例」ジュリ 「法人との間にしか仲裁条項がない場合に、米国法を適用 | 仲裁契約の準拠法と公序則適用の許否」平成五年度 生 四九九号六八頁についての評釈として、 .際商事法務二二巻一○号一一八五頁 (一九九四)、岩崎 九四)、 ュリスト一○四五号一三八頁(一九九四)、三ツ木正 「仲裁の準拠法」渉外判例百選 [第三版] (仲裁合意) の人的範囲 山本和彦「『手続は法廷地法による』の原則の相 (ジュリスト臨時増刊一○四六号)二九九頁 ーリンク・リング・サ 青山善充 (ジュリスト臨時 長谷川俊明 (別冊ジュ 国 「仲裁契 本件第 Í 際仲 カス 尚 増 裁 報 次

 $\widehat{4}$ 

敬郎 法二一四頁(一九八八)、石川明=大濱しのぶ る序説的考察」上智法学論集二三巻二号五三頁 仲裁の研究三頁 小山昇・仲裁法 「仲裁契約の準拠法」小島武司=高桑昭編・注解仲裁 (一九七五)、 [新版] 一○六頁(一九八三)、 小林秀之「国際仲裁 「国際仲裁 に関 九八八

3 四 よる』の原則について」立教法学一三号三一頁 参照。 この原則については、 澤木敬郎 「『手続は法廷地法 (一九七

뺼

石川明=小島武司編・国際民事訴訟法一八九頁 (一九九

- 法下巻四二三頁(一九五六)。 九三八)、小室直人「仲裁契約」 中田淳一·特別訴訟手続 [新法学全集] 一一五頁 菊井雄大編全訂 民事 訴 訟
- 5 九五 五頁、 澤木・前掲註(2)二一四頁、 民商法雑誌七八巻六号八五四頁 (1)二八頁が、またニューヨー 櫻田嘉章「発起人の行為の効果の帰属関係と準拠法」 川上·前掲註(2)八五七頁、 |内・前掲註(1)|三〇頁、 小林・前掲註(2)五三頁、 等。 大隈一武・国際商事仲裁の理論と実務七二頁(一九 なお、 当事者自治の根拠を条理に求める説とし 中 石川=大濱・前掲註(2)一九 -村達也 小山・前掲註(2)一〇六頁 ク条約に求める説として、 (一九七八) 喜多川・前掲註(2)一 「ニュー 西谷・前掲註 ヨーク条約 <u>[</u>[

2 頁

Ш

上太郎

仲裁

国際私法講座三巻八四〇頁、

八五

と仲裁契約―リングリング・サーカス事件最高裁判決を契

(一九六四)、喜多川篤典・「商事仲裁の法理」 国際商事

**九)がある。** 機としてー」JCAジャーナル四六巻四号七頁(一九九

- $\widehat{7}$  $\widehat{\underline{6}}$ 号一三八頁、東京地裁昭和六三年八月二五日判決海事法研 巻八号一七一一頁、 九七〇頁、 頁 審院大正一〇年二月一九日判決民録二七輯三四四頁 仲裁契約が訴訟契約であることを判示するものとして、 成六年五月三〇日判決判例時報一 究会誌八七号三二頁、 地裁一宮支部昭和六二年二月二六日判決判例時報一二三二 不詳・JCAジャーナル二八巻二号二四頁参照)、 としたものとみられている。 を示していないが、当事者がそれを指定しうることを前提 九巻六号一〇六一頁は、 審判決)。なお、最高裁昭和五○年七月一五日判決民集二 イムズ八一六号二三三頁 大阪地裁昭和三四年五月一一日判決下民集一○巻五号 東京地裁昭和二八年四月一〇日判決下民集四巻四号五 東京控訴院大正一○年八月五日判決新聞三九○四号五 大審院大正七年四月 東京地裁昭和三四年八月二〇日判決下民集一〇 横浜地裁五五年五月三〇日判決 東京地裁平成五年三月二五日判例タ 仲裁契約の準拠法についての立場 一五日判決民録二四輯八六五頁。 (本件第一審判決)、東京高裁平 四九九号六八頁 (本件原 名古屋 (出典 大
- ズニ五四号二○九頁、前掲註(7)東京控訴院大正一○年八八六頁、徳島地裁昭和四四年一二月一六日判決判例タイム(8) 大審院昭和九年一二月二七日判決民集三巻二四号ニ三

宫支部昭和六二年二月二六日判決判例時報一二三二号一三月五日判決新聞三九〇四号五頁、前掲註(7)名古屋地裁一

- 憲治郎・国際取引法[第二版]三三頁(一九九三)。国際取引と国際私法二○二頁(一九九三)、高桑昭=江頭二)、山田鐐一・国際私法二八七頁(一九八二)、松岡博・二)、 折茂豊・国際私法(各論)[新版]一一三頁(一九七
- 10) 前掲註(7)東京地裁昭和三四年八月二〇日判決下民集一○巻八号一七一一頁、東京地裁昭和五二年四月二五日二四頁参照)、前掲註(7)東京地裁昭和五二年四月二二日判決判例時報八六三号一○○頁、前掲註(7)横浜地裁五五年決判例時報八六三号一○○頁、前掲註(7)横浜地裁五五年) 前掲註(7)東京地裁昭和三四年八月二○日判決下民集
- 一〇六頁、澤木・前掲註(2)二一四頁、高桑・前掲註(2)説昭和五〇年度三四五頁(一 九七六)、小山・前掲註(2)八五四頁、柴田保幸・最高裁判例解

二頁

〔12〕 小林秀之「1、設立中の会社の営業準備 契約の効力への影響」 九七七)、柏木・ ることの可否・要件の準拠法二、主たる契約 人が第三者と締結した契約上の権利義務 渡辺・前掲註(1)六四一頁 前掲註(1)一三八頁 法学協会雑誌九四卷一 猪俣 を、 会社 五六 の瑕疵 のために発起 · 前掲註(1 Ŧī. が執行す の仲裁 貢

- <u>13</u> 五月三〇日判決判例時報一四九九号六八頁(本件原審判 八一六号二三三頁(本件第一審判決)、東京高裁平成六年 前掲註(7)東京地裁平成五年三月二五日判例タイムズ
- どちらによったのかは定かではない。 判決は、主たる契約の準拠法と仲裁地法が同一であるので、 巻八号一七一一頁。前掲註(7)横浜地裁五五年五月三○日 前掲7東京地裁昭和三四年八月二○日判決下民集一○

 $\widehat{25}$ 

高桑・前掲註(1)二九五頁、

西谷・前掲註(1)三一頁

- 16 (15) 前掲註(7)東京地裁昭和六三年八月二五日判決海事法 中野・前掲註(1)一六七頁、渡辺・前掲註(1)六四一頁。 研究会誌八七号三二頁。 山本・前掲註(1)二五頁、高桑・前掲註(1)二九五頁
- <u>17</u> 澤木・前掲註(2)二一八頁。
- $\widehat{18}$ 岡・前掲註(9)二〇二頁、 茂・前掲註(9)一一三頁、山田・前掲註(9)二八七頁、 仲裁契約に限らず契約の一般の準拠法について、 高桑=江頭·前掲註(9)三三頁(
- <u>19</u> 股・前掲註(1)七○頁は、このことから日本法を準拠法と 石黒一憲・国際民事訴訟法三〇八頁(一九九五)、猪
- 吉野・前掲註(1)七五頁
- 21 四巻四号五頁、 タイムズ三○八号二三○頁。 前掲註(7)東京地裁昭和二八年四月一○日判決下民集 東京地裁昭和四八年一二月二五日判決判例

- 頁 川上·前掲註(2)八五七頁、 小山・前掲註(2)一〇六
- 澤木·前掲註(2)二一四頁。
- $\widehat{23}$ 24 青山・前掲註(1)一七〇頁、西谷・前掲註(1)三一頁; 青山・前掲註(1)一七〇頁。

国友・前掲註(1)八六八頁、道垣内・前掲註(1)二九頁。

- $\widehat{26}$ 安達・前掲註(1)六一頁、渡辺・前掲註(1)六四二頁。 柏木・前掲註(1)一三八頁参照
- 西谷・前掲註(1)三二頁同旨。